

住宅用火災警報器の設置・交換に関するアンケート及び交換促進に係る広報を行いました

住宅用火災警報器（以下「住警器」といいます。）の設置の義務化から10年が経過していることから、住警器の交換を促進するため、橋本駅、相模原駅及び相模大野駅において広報及びアンケート調査を行いました。

1 内容

火災による熱や煙を感知する住警器は設置から10年が経過すると、機器の故障や電池切れなどが発生しやすくなることから、住警器の設置・交換に関するアンケートの他、交換促進に係るリーフレットの配布等を行いました。

2 実施日時及び実施場所、実施方法

日時：令和5年4月22日（土）9：00から12：00まで

場所：JR橋本駅、JR相模原駅及び小田急相模大野駅のペデストリアンデッキ

方法：駅利用者等を対象としたアンケート調査

3 調査結果

今回の調査では365世帯に回答をいただき、設置率は94%でした。そのうち、住警器が10年経過している世帯は120世帯（32%）で、交換済みは59世帯（49%）でした。

4 今後の対応

今回の調査結果を踏まえ、引き続き住警器の設置促進及び10年経過した住警器の交換について、消防フェア等のイベント開催時や市ホームページを活用し、啓発を積極的に行ってまいります。

5 その他

住警器については、平成18年6月から住宅の寝室や台所等に設置が義務化されています。なお、平成18年6月時点で、既に建築されている住宅は、平成23年5月まで経過措置があります。



問い合わせ先
消防局消防部予防課
電話 042-751-9117
担当 小澤、篠崎、高鳥